

パッとわかる 健康保険クイズ

子どもの就職

正しいのはどっち？

子どもが就職したときは…

- A 自動的に扶養からはずれるので、特に手続きは必要ない
- B 健康保険組合に扶養からはずす手続きが必要

正解は… B

扶養からはずれるときは、健康保険組合へ手続きが必要です！

健康保険組合の被扶養者(ご家族)が、就職したり収入が増えた場合は、扶養からはずす手続きをする必要があります。**手続きは自動的に行われませんので、すみやかに手続きをしてください。**

①こんな場合は扶養からはずれます

健康保険の被扶養者の条件は、被保険者に生計を維持されている、3親等内の親族、年間収入が130万円(60歳以上や障がい者は180万円)未満、配偶者・子・孫・父母など直系尊属・兄弟姉妹以外は同居していることなどと決められています。

次のような場合は条件を満たさなくなるため、扶養からはずれることになります。

- 就職したとき
- パート収入や年金収入が増えたとき
年間収入が130万円(ひと月あたり108,334円)以上、60歳以上または障がい者は180万円(ひと月あたり150,000円)以上見込まれるとき。
- 離婚したとき
- 結婚して配偶者の扶養に入ったとき
- 同居が条件の扶養していた人と別居になったとき
- 扶養している人へ仕送りをやめたときや、仕送り額が少なくなったとき
- 雇用保険から失業給付を受けるとき
- 75歳になったとき(後期高齢者医療制度に加入)

②扶養からはずれるときの 手続き

手続きは自動的には行われません。会社のご担当者を通じて、すみやかに次の書類を健康保険組合まで提出してください。

- 被扶養者(異動)届
- 健康保険証(扶養からはずれる人の分)

*75歳になったときは事前に後期高齢者医療制度への加入について健康保険組合からご案内いたしますので、上記の手続きもお願いします。

扶養からはずれる手続きをしなかった場合

**保険証を使用したときは、
医療費の返還が必要になることも**

扶養からはずれる状況にもかかわらず、今までの保険証を使って病院を受診した場合は、健康保険組合からの保険給付相当分(医療費の7~8割分)の返還請求をさせていただきます。